

あの事件に学ぶ その2

—刑事手続きの問題点—

あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—その2



村木事件 弁護士
弘中 惇一郎
(当会会員・22期)



足利事件 弁護士
佐藤 博史
(第二東京弁護士会会員・26期)



布川事件 弁護士
塚越 豊
(当会会員・31期)



司会
前田 裕司
(当会会員・29期)

冤罪事件 弁護士座談会

「あの事件を語る」

本誌3月号では、「あの事件に学ぶ—刑事手続きの問題点—(その1)」として、布川事件の当事者とその支援団体のインタビュー等を掲載した。この特集では、取調べの全面的可視化、証拠開示、人質司法の弊害など、刑事手続きにおける重要な問題点が、当事者の生の声を通して浮き彫りになった。

本号では、その続編として、村木事件(厚労省元局長事件)の弘中惇一郎弁護士、足利事件の佐藤博史弁護士、布川事件の塚越豊弁護士による座談会を、前田裕司会員(当会刑事弁護委員会元委員長・北千住パブリック法律事務所初代所長)の司会でお届けする。

いずれも刑事弁護の第一線で活躍する経験豊富な4人の弁護士に、近時の著名な冤罪事件を題材として、刑事手続上の問題点を鋭く斬っていただいた。また、否認事件の各手続段階において刑事弁護人はどのように対応すべきかという観点からも示唆に富んだお話をいただいた。

(伊藤 敬史, 山添 健之, 岩崎孝太郎)

I 捜査段階

1 布川事件の逮捕の経緯

前田：布川事件は、2人とも本件の強盗殺人事件ではなく別件で逮捕されています。その事情を塚越さんからお話いただけますか。

塚越：布川事件は、1967年8月28日に起こったとされているんですね。死体の発見が同月30日で、そこから警察が動き出しまして、当時の目撃証言では2人連れという情報が入ってきたので、2人連れの人間を捕まえようということで大々的な捜査が始まりました。捜査線上に上った人が150名以上と聞いております。その150名もの関係者について片っぱしからアリバイを尋ねて、どんどん絞っていきました。

同年10月10日に、桜井昌司さんが友人のズボン1本を盗んだという嫌疑で逮捕されました。その後、同月16日に、今度は杉山卓男さんが、暴力行為の嫌疑で逮捕されまして、それが2人に対する取調べのきっかけになりました。ですから、完全に別の事件で逮捕されたという案件です。

桜井さんは、同年10月10日に逮捕されて、すぐに友人のズボンの窃盗にかかわる取調べが始まったんですけども、同月13日頃から布川事件のアリバイについて聞かれ始め、14日、15日と取調べが続いて、同月15日夕方に本件の強盗殺人事件の自白をしたという流れになっています。杉山さんは、同月16日に逮捕されて、その日に取調べがあったんですが、同月17日の未明に、本件の強盗殺人を自白しました。非常に短い時間の取調べで自白しています。

前田：別件逮捕の前に任意の呼出しはなかったのですか。

塚越：強殺の嫌疑での呼出しはなかったですね。

前田：別件逮捕を使って、本件の捜査をやるということですか。

塚越：そうですね。とにかく怪しい人はしょっ引いちゃおうという動きだったんでしょうね。

2 足利事件の逮捕の経緯

前田：足利事件の菅家利和さんは、別件逮捕はありませんでしたか。

佐藤：布川事件とは違いますね。足利事件は、1990年5月12日に起きました。菅家さんが捜査線上に浮かんだのは、その年の暮れです。それから約1年間ずっと尾行され、1991年の12月1日に任意同行され、約13時間の取調べ後、その日の午後10時30分頃に自供したために、令状逮捕されました。

任意同行の根拠になったのが、同年11月25日に完成したDNA鑑定書です。現場に遺留されていた被害者の半袖下着に付いていた犯人の精液のDNA型と、菅家さんのDNA型が一致したというのです。2010年3月26日に無罪判決が下されましたが、最高検と警察庁は、そのわずか6日後の同年4月1日に検証報告書を公表しました。そこでは、当時のDNA鑑定書を過大評価したことによって、捜査員が菅家さんを犯人と確信してしまい、菅家さんが否認をしても証拠があると思ひ込み、抵抗力の弱い菅家さんから自供を引き出したとされています。

足利事件の11年前と6年前にも2件の幼女誘拐死体遺棄殺人事件が起きていたのですが、菅家さんは、足利事件で起訴される前日に、その2件についても、わずか35分間の取調べで「私がやりました」と自供し、以後別件についても自白を維持しました。

ですから、足利事件は、DNA鑑定が完全に間違った取調べを導いてしまった事件です。ところが、DNA鑑定によって難事件が解決した最初の事件として喧伝され、その後DNA鑑定神話が生まれてしまいました。しかも、1審の弁護人も、菅家さんが犯人であると信じたまま弁護を続けました。菅家さんは、公判廷でも自白をずっと維持し、途中と最後に否認しましたが、公判を傍聴したマスコミの人を含めほとんどの人が彼の無実の訴えを真実の叫びとは思わず、刑罰が怖くなって否認に転じたと思ひ込んだのです。

前田：足利事件は、間違いではありましたが、客観的証拠があったわけですね。

布川事件とは…

1967年（昭和42年）8月30日、茨城県北相馬郡利根町布川に住む1人暮らしのAさん（当時62歳）が、自宅で殺害されているのが発見された。警察は、被害推定時刻頃の「目撃情報」に基づき、「2人連れ」の男が犯人である

との推測のもと、同年10月10日に桜井昌司さん（当時20歳）、同月16日には杉山卓男さん（当時21歳）を別件逮捕した。

1970年10月6日、水戸地方裁判所土浦支部は、2人の「自白」と事件現場付近で2人を見たという目撃証言に基づき、強盗殺人の罪で桜井さん・杉山さんに無期懲役判決を

塚越：足利事件では、別件逮捕で多くの人が捕まったんですか。

佐藤：私は足利事件の控訴審から弁護人になりましたが、その頃、足利事件で取り調べられたという人の話を聞いたことがあります。警察は、性犯罪者の前歴のある人や性犯罪で逮捕された人について、それなりに徹底した捜査をしたのだと思います。

3 村木事件の逮捕の経緯

前田：村木厚子さんの場合には、いきなりの令状逮捕で任意の呼出しはなかったのですか。

弘中：逮捕に絞って言えば、ああいう事件ですから、周りを固めた上で最後に大阪地検で事情を聴きたいという呼出しがあったので、逮捕される可能性が極めて高いということをごちやうで予めアドバイスし、そういう支度もして地検に出向いたら、簡単な調べをして否認ということですぐに逮捕されました。

前田：不正が発覚してから村木さんの逮捕まで、どのくらいの期間があったのですか。

弘中：もともとは郵便法違反事件が先行していました。ですから、最後の起訴も、郵便法違反で問題になった障害者団体の凛の会の幹部2人と、例の証明書を作ったU係長（当時。以下同じ）と、村木さんとの4人の共犯という設定でした。郵便法違反事件はずっと先行していたものですから、直接村木さんの名前が出てきたのは、その逮捕される2カ月前ですかね。4月ぐらいから凛の会幹部が村木さんの名前を言いだして、それからさらに厚労省関係者の供述で固めた上で、村木さんの逮捕に至りました。

前田：U係長の逮捕が先行していたわけですね。

弘中：U係長は、別件で先に逮捕されていました。

前田：そのほかの共犯とされた凛の会の人の供述も、村木さんの逮捕に先行していたのですか。

弘中：もちろん先行していました。

前田：さらに周りの厚労省の方もいましたね。

弘中：無罪に終わった後も、検察は、これは出と入りか固い事件だと思ったのにと嘆いていたぐらいですから。

前田：それは特捜部のやり方で、周りを固めて狙いを定めたということですね。最初は、村木さんまでではなくて、もっと上に行くストーリーだったのでしょうか。

弘中：議員の名前がずいぶん出て、最後にI議員が残りました。その前には別の議員の名前が結構新聞に出たりしていたんですね。ですから、大阪地検特捜部としてやっぱり議員まで狙っていたんだと思いますね。

前田：村木さんのすぐ上の部長は何もされずに、なぜ村木さんに行ったのでしょうか。

弘中：1つは、あの証明書はそんなに大した証明書じゃないものですから、課長の決裁印で済んで、部長の決裁まではいらないということです。それから、部長は、非常に怪しまれたわけですが、もう現役ではなくて、天下りしていました。村木さんは、逆に当時局長になっていたの、言ってみれば村木さんの方が手柄になる形だったと思います。

前田：退職した人よりも現職の局長の方が手柄になるという発想もあったのですか。

佐藤：布川事件の翌年の1968年に3億円事件がありましたが、3億円事件では誤認逮捕でしたが、堂々と3億円の別件逮捕と報じられました。当時は、別件逮捕を平気でやっていたと思います。

足利事件は、1990年の事件ですので、多少違うと思います。菅家さんの取調べは、栃木県警のエリートというか、取調べのエキスパートを当てたことになっています。ですから、それなりに慎重にやっているんですけど、結果はとんでもないものだったわけです。検証報告書では、逆に、取調べをチェックする人がいなかったと分析されています。

ところが、村木事件は、何やかんや言ったって特捜事件ですからね。

そのあたりで3つの事件には違いがあると思います。

4 布川事件の取調べの過程

前田：布川事件の場合には、1回拘置所に送られた後、再び警察署に戻されて、また自白をしたという経緯がありました。その経過をご説明いただけますか。

下した。1978年7月3日、最高裁の上告棄却決定により第1審判決が確定した。

1983年から1992年にかけての第1次再審請求審ののち、桜井さん・杉山さんは1996年11月に相次いで仮出獄した。仮出獄後の2001年12月6日、第2次再審請求が行われ、2005年9月21日、水戸地裁土浦支部は再審開始決定を

下した。同決定は2009年12月14日、最高裁判所第2小法廷による特別抗告棄却決定により確定し、2011年5月24日水戸地裁土浦支部の判決が下され、6月7日の経過をまって桜井さん・杉山さんの無罪が確定した。

桜井さん・杉山さんが逮捕されてから無罪が確定するまで、実に44年になろうとする期間を要したことになる。

塚越：布川事件は、1967年10月15日に桜井さんが自白して、同月17日に杉山さんが自白しました。それで、同月23日に逮捕状が執行されました。その後、捜査がさらに進展して、担当の有元検事が終盤に出てきて2人からいろいろ話を聞いたんですけど、どうもおかしいなと思ったのでしょうか、最終的に2人の否認調書を作り、強盗殺人については釈放処分をしたのですね。その釈放のちょっと前の時点ですが、彼らを警察の代用監獄から拘置所に移監したんです。

ところが、警察がやっぱり黙っちゃいなかったのでしょうか。おそらくは検察が警察を抑えられなかったんだと思うんですが、警察の方でもう1回調べるということになりました。

同年12月1日に、2人は拘置所から水海道署と土浦署にそれぞれ分けて送られ、再度取調べが開始しました。当時、自白調書をたくさん作った早瀬刑事が、「桜井の気持ちがお前さんのガラクタを直せるのは俺しかないと言われて俺がお前のガラクタをもらってきたんだ」と言って、もう1回取調べが始まったんですね。2人は当初当然否認しましたが、取調べの圧力に屈してしまい、再び自白したんですね。

前田：それは、別件で起訴して身体拘束をして、その拘束状態を利用して取調べをしたということですか。

塚越：そうです。当初の別件逮捕容疑によるものではなく、その後出てきた余罪による起訴（11月13日）後の勾留を利用しての取調べですね。強殺については、逆送の時点では不起訴処分でしたからね。

前田：別件での起訴後勾留を利用して取調べをしたということですね。

塚越：ええ。非常に問題が多い経過が見られます。

前田：その後、本件で起訴するときは勾留中求令状ですか。

塚越：ええ、別件勾留中求令状です。

前田：強盗殺人事件にしては珍しいですね。

佐藤：今の有元検事の話聞いて、そうだったのかと思います。検察官なりにいったんは正しい判断をしていたんですね。

塚越：そうですね。否認調書を作るというのはよほどのことだと思います。やはり公判維持は難しいと判断したので

はないでしょうか。

佐藤：でも、検察は往生際が悪いというのか、布川事件では、無罪判決後の検証報告書を出していませんよね。

塚越：出ていないですね。出す気はないでしょう。

前田：検察は今でも2人が無実だと思っていないのでしょうか。

塚越：検察は、真意は分かりませんが、立証がちょっと足りなかった、運が悪かったという認識を示しているだけでしょう。

佐藤：検証作業に入る気がまったくないわけですか。驚くべきことですね。

前田：氷見事件では検証報告書があります。検察が無実と思った事件だけ検証するのですね。

塚越：布川事件で本当に検証したら、とにかく捜査や公判の根幹にかかわる論点がたくさんありますから、やりたくないのだと思います。

前田：問題が山積ですからね。

5 足利事件の取調べの過程

前田：足利事件の菅家さんの場合には、任意同行されて、その13時間後に自白したということでした。

佐藤：そうです。

前田：その後は、ずっと自白を維持するわけですか。

佐藤：自白を維持しています。

前田：取調べ自体はどうだったのですか。

佐藤：任意同行後の取調べで、髪の毛を引っ張る、机の下でけり上げるという暴行的な取調べがなされたようですが、目に余るものではなく、暴力団員がすぐみをきかせてどやしつけると、後はおとなしく従ってしまうのと同じで、以後の取調べでは、暴力的なことはなく、すらすら進んだようです。もちろん知らないから答えられないわけですけど、菅家さんは、懸命に自分で答えを考えて、自分からしゃべっています。

足利事件では、捜査段階から、私選弁護人が付きました。ところが、当時の新聞報道によれば、菅家さんは、弁護人の接見でも最初は泣いて何もしゃべらなかつたらしいのですが、2回目か3回目の接見で認めたらしく、弁護人がほっとして記者会見している報道があります。

足利事件とは…

1990年(平成2年)5月12日、栃木県足利市のパチンコ店から女兒(4歳)が行方不明になり、翌朝、近くの渡良瀬川の河川敷で遺体となって発見された。1991年12月1日早朝、同市内に住む菅家利和さんが任意同行され、その日のうちに自白、翌2日未明、わいせつ目的誘拐、殺人、死体遺棄の容疑で令状

逮捕された。容疑の決め手は、女兒の下着に付着していた犯人の体液のDNA型とゴミ捨て場から収集された菅家さんの体液のついたティッシュペーパーのDNA型とが一致したこととされた。

菅家さんは、捜査段階で自白を維持し、第1審の公判廷でも自白したが、途中(第6回公判)でいったん否認に転じたものの、再び公判廷で自白し(第7回公判)、判決直前に再度否認に転じた(第10回公判)。しかし、1993年7月7日、宇都宮地方

菅家さんの頭に残っているのは、弁護人から「1件もやってないということはないな」と言われて、「やっていない」と言い出すことができなかったのだそうです。氷見事件でも似たようなアドバイスを国選弁護人からされて、否認が貫徹できないということがありましたね。

菅家さんが3つの事件の中では一番弱いタイプの被疑者ですが、弁護人が支え切れなかったことが大きいですね。

前田：そうですね。

佐藤：最初の接見で、弁護人は、警察署に来たタクシー代を払わせるつもりなのか、「所持金はいくらか」と聞いたと言うんです。弁護人との信頼関係がまったく築けていません。本当にあなたの支えになるというメッセージを伝えなくてはならないのに、コミュニケーションになっていないのです。

6 村木事件の取調べの過程

前田：村木さんは、一貫して否認ですね。

弘中：村木さんは一貫して否認です。ただ、共犯者のU係長は、最初は否認したんですけども、2度目の逮捕から6日目に落ちてしまって、後は検察の言うままのストーリーの調書に署名をしてしまいました。それから、凜の会の幹部たちは、初めからすらすらと話をしていました。

前田：村木さんの被疑者弁護活動で、捜査機関への対応については、どのようなアドバイスをされましたか。

弘中：村木さんは、逮捕される少し前から相談に来られました。もう新聞にも載っていましたから、何回かお会いして、いろいろとアドバイスもしました。ただ、村木さん以外の方とは直接接点がありませんでした。

捜査弁護では、結局大阪で拘束されてしまったものだから、私と若い弁護士と3人で、取りあえず交代で毎日大阪に接見しに行き、アドバイスをし、励ますということをしていました。彼女は、非常にクレバーな人ですから、よく理解して、まったく不利益な調書は作らせませんでした。そういう意味では、20日間否認を通したということが、捜査弁護と言えば捜査弁護です。

あとは、起訴後に関係者の会える人にできるだけ話を

聞いて歩きましたけれども、それはやっぱり検察官と比べると全然レベルが違いますから、不十分だったですけどね。

前田：弁護人としては、やっていない人の取調べの対応について、完全に黙秘でいくのか、否認調書を作らせるのか、あるいはしゃべっても調書は作らせないのか、いろいろ考えますね。村木さんの場合は具体的にどうされましたか。

弘中：否認調書はいくつか作っていますよ。

1つ、「凜の会の人には絶対に会ったことがない」というような調書を作られて、本人は非常に心配していました。村木さんは役所にいる人ですが、役所にはいろいろな人が出入りするわけですね。ですから、本人は「絶対に会ったことはない」とは言っていないし、断定できないので、「記憶にはないから、会っているかもしれないけど、会った記憶はない」という言い方をしました。ところが、検察は、それを「絶対に会ったことはありません」という調書を作ったんですね。それを心配されたので、直後に手紙に顛末を書いてもらって、確定日付を取っておきました。

それ以外には、検察も途中であきらめて、結局周りから固めるという手法になったものだから、そんなに調書にはこだわりませんでした。

前田：検察は、自白調書を取らなくても起訴するという感じだったんですね。

弘中：ただ問題は、U係長の方が1週間もたなかったんですね。U係長を落とすために、検察はいろいろなことを言っていますね。例の前田元検事の証拠改ざんに関係してきますが、証明書の日付は5月28日付なのに、問題のフロッピーではプロパティが6月1日になっています。それで、国井検事は、「お前、ずっと5月28日で作ってすぐ印刷したと言っているけど、プロパティを見ると6月1日になっている。人間の記憶って当てにならないな」と言いました。そこで、U係長は、自分の記憶に対してちょっと自信を失うんですね。それがU係長の自白の1つのきっかけになりました。

それから、国井検事は、「人間の記憶って当てにならないから、事実は多数決で決めるしかないんだ。今から多数決を教えるから、その通りにすれば間違いはない」という形で、落としていくんですね。

裁判所は、「自白は信用でき、DNA鑑定が有力な裏付けとなる」として、無期懲役判決を下した。2000年7月17日、最高裁の上告棄却により無期懲役判決が確定し、菅家さんは千葉刑務所で服役した。

2002年12月25日、再審請求が申し立てられ、宇都宮地裁は再審請求を棄却したが、即時抗告審の東京高裁は、2008年12月24日にDNA再鑑定を決定。2009年5月、再鑑定の

結果、「菅家さんのDNA型と女児の下着に付着した体液の型は一致しない」ことが判明した。同年6月4日、検察官は刑の執行を停止して菅家さんを釈放し、同月23日、東京高裁が再審開始決定。2010年3月26日、宇都宮地裁が無罪判決を言い渡し、検察官は即日上訴権を放棄して、無罪判決が確定した。

菅家さんが逮捕されてから無罪が確定するまで18年以上を要した。

7 自白採取過程の問題点～ポリグラフ

前田：布川事件と足利事件では、自白調書を取られたわけですが、自白調書の採取過程での問題点はありますか。

塚越：布川事件の場合、特徴的なのは、警察の最初の段階で自白があり、その後否認して否認調書が作られ強殺については釈放されたにもかかわらず、拘置所から警察に逆送されて、また自白を始めたことです。つまり2段階の自白があるんですね。この最初の段階の自白とその後の段階の自白では、ちょっと背景が違っているのです。

当初は、2人の個性が影響してと言いますか、桜井さんは捨て鉢の気持ち、杉山さんは面倒だという気持ちが影響して、自白に至ったのですが、その後の自白は捜査官の極刑という言葉からうかがわれる恐怖心に負けてしまい迎合供述をしたという側面があります。

桜井さんは、当初は頑張っただけで否認していたのですが、とにかく警察が言うことを聞いてくれない。何を言っても納得してくれない。そのうちに、「アリバイを調べたけれども、お前の言っていることは嘘と出た」とか、「お前を見た者が何人もいる」とか、「杉山が泣いて桜井とやったんだと言っている」とか、そんな事実と違ったことを言われ、何を話しても通用しないと思ひ込んでしまったわけです。

最終的に桜井さんの自白のきっかけになったのは、ポリグラフ検査ですね。ポリグラフ検査を10月15日午後2時間ぐらい受けました。桜井さんは、ポリグラフだったら自分の言っていることが嘘ではないと分かるだろうということで、むしろ喜んで受けたのです。ところが、検査が終わった15分後ぐらいに担当の早瀬刑事が来まして、「俺は、お前と同じ年の子がいるんだけど、非常に残念だ。お前はやっていないと思ったけど、違った。嘘と出ちゃった以上逃げられないぞ」と言われました。これが、彼がボロボロと落ちた瞬間なんですね。彼は心が折れたと言っています。

前田：それはすごい一言ですね。

塚越：それで夕方に、「じゃあ認める。そのかわり、間違っていたら、あんたクビ覚悟してもらいますからね」とひとこと言って、それで自白したんですね。この文句は

桜井さんの個性が投射した表現で、無実の意識をうかがわせる言葉です。それからは、警察官と共同作業で自白調書を作っていくんですね。桜井さんは、想像力が豊かだし、よくしゃべる人なんです。とても勘がいいですから、警察官が望むことを、ぱっと先取りして話して、それを自白調書に落とし込んだんですね。

何でそんなことをしたかということ、彼は自白調書が後で証拠になるということをもろで知らなかったからなのです。捜査段階では弁護人がいなかったし、警察も教えてくれない。ですから自白調書の怖さというのを理解していなかったんですね。こんなものは嘘なんだから、後で簡単にひっくり返る、すぐ嘘が分かる、だから大丈夫だと思っていたので、自白調書をどんどん作らせた。これが最初の経緯ですね。

逆送後の再自白では、いったん述べたものを否定した後のことですから、警察としてはもう1回吐かせるのはなかなか大変ですよ。そこで、新たな手が加わってきます。それは、「極刑」という言葉でした。「極刑になるぞ」という話に加わってきて、桜井さんは「死刑になったら大変だから、認めた方がいい」という心情になりました。「認めないと嘘つきになるので、反省の情がないということで刑が重くなる、極刑になる」と取調官に言われています。その示唆が強烈に影響して、最終的にはまた自白してしまうという事態になりました。

これが桜井さんのケースです。

杉山さんは、非常に短気な人で、最初の自白では面倒くさいという気持ちが大きく影響したのだと思います。何を言ったって聞いてくれないし、説明する気力そのものを失ったんですね。それから、桜井さんには兄がいるのですが、杉山さんは、実は桜井兄弟がこの強殺事件の犯人で、2人とも捕まってしまうと桜井家の跡継ぎがいなくなってしまうので、1人生き残るために自分を引きずりこんだんじゃないかという疑いを持ったのです。ですから、桜井さんを追及するためには、一旦ここで認めて早く捜査を終わらせて、裁判の場で桜井さんに直接自分を引き込んだことを追及しないと駄目だと考え、自白したという事情があります。杉山さんも桜井さん同様、自白調書が証拠になることはまったく理解していま

村木事件(厚労省元局長事件)とは…

障害者団体「凜の会」が、2006年～2008年ころ、ダイレクトメールを障害者団体の定期刊行物と装い、「心身障害者用低料第三種郵便物」として低価格で違法に発送し

て、通常の第三種郵便物の料金との差額を不正に免れたとされる郵便法違反事件が起きた。これに関連して、凜の会が心身障害者用低料第三種郵便物として発送するために必要な障害者団体の証明に、厚労省発行の虚偽の証明書が使用されていたことから、虚偽公文書作成罪および同行使罪

せんでした。嘘なんだから簡単にひっくり返る、裁判官はすぐ分かってくれると思っていました。これが杉山さんの当初の自白の理由です。

杉山さんの逆送後の再自白ですが、やっぱり「極刑になるぞ」などと言われて、それを恐れて自白したという面があります。これは桜井さんと共通ですね。

前田：先ほどの話に出たポリグラフ検査の結果は客観的にはどうだったか、後で検証されているんですか。

塚越：いや、再審の過程で専門家に意見書を作ってもらったことはあります。実は、1審では、ポリグラフ検査のことはあまり争点にはなっていなかったんですね。2審の段階で、弁護人が、ポリグラフ検査について証拠開示請求をしたので、急遽、鑑定書が作られて、それが提出されましたけど。

前田：2審の段階ですね。

塚越：ええ。その鑑定書によれば、桜井さんは怪しいんだという印象を与えるようなものですが、定かな結論は出しがたいというものでした。しかし、その鑑定書には原資料がないんですよ。検査記録紙などはありませんでした。

前田：それでは検証できないですね。

塚越：実は第2次再審請求の段階で証拠開示請求を繰り返したところ、検察官から、1986年にあった集中豪雨の影響で那珂川が氾濫して、記録紙を保管していた倉庫が流れてしまったので記録紙は存在しないという回答でした。それで結局再審段階でも出てきませんでした。

前田：結局、ポリグラフ検査が取調べの際の“脅し”と“だまし”に使われたということですか。

塚越：最初にポリグラフ検査を使って“だまし”、あとは「極刑」という言葉で“脅し”がなされたと言うしかないですね。

前田：そうですね。

塚越：布川事件では、いわゆる拷問とか虐待とか暴力はありませんでした。しかし、偽計といいますか、偽りを述べ、また情を前面に出したり、ポリグラフ検査で嘘を語ったりして、絶望的な気持ちにさせてそれで落としましたね。

前田：足利事件の菅家さんは、ポリグラフ検査を受けたのですか。

佐藤：菅家さんも、最初にポリグラフ検査を受けて、やっぱり

りクロと出たと告げられて、否認の意欲を失わせる道具に使われています。しかし、実際の検査結果は示されていませんし、検証報告書にも何も書かれていません。

弁護士になって37年になりますが、ポリグラフ検査の結果が証拠になった事件は、1件も経験したことがありません。しかし、実際には、ポリグラフ検査は多用されていて、クロと出たと告げて自白に導く道具に使われています。虚偽自白の原因の1つにポリグラフ検査があるのではないかという検証も必要だと思います。

8 布川事件から考える「取調べの可視化」

前田：取調べの可視化の観点からすると、布川事件は取調べが録音もされていますね。

塚越：はい。録音は、おそらく全部で4回の機会があったと思われます。そのうち証拠上出ているのは3回です。1967年11月2日と3日に、それぞれ杉山さんと桜井さんの取調べが録音されています。その段階では、警察の取調べが2週間以上続いており、もうだいたい自白内容と言いますか、話の筋が固まっています。テープを録ったのは、警察での捜査のまとめの段階に近いです。その後、検事調べになっていますから。この2本のテープは確定審に出され、最高裁は上告棄却決定の中でこのテープの証拠価値を認め、任意性、信用性があると言っています。そして、確定審ではこの2本の他に録音したものはないと捜査官は偽証していました。

このテープ録音では、本当にすらすらとよく話しているんですよ。僕ら弁護人も、「これじゃあ、本当にやったんじゃないの」と思うってしまうほどです。事実関係が作られて、これが頭の中にインプットされ、それをしゃべっているわけです。彼らは頭がいいですから、調書を作る中で、こういった質問をされたらこう答えるということが典型的に、無駄なくできるんですね。その集大成が11月2日と3日のテープです。

ところが、杉山さんの調書を見てみますと、「前にテープに録音したとき」などと言っているものがあります。それから、桜井さんは、逮捕当初に録ったということはずっと言っているのです。ところが、警察は、そういつ

も問題となった。

大阪地検特捜部は、2009年4月に凜の会関係者ら、同年5月に文書を作成した厚労省障害保健福祉部企画課予算係長U、同年6月14日に同課長村木厚子さんを相次いで逮捕した(肩書きはいずれも事件当時)。村木さんについて

は、部下のU係長への指示が争点となったが、村木さんは一貫して否認し、法廷でも多くの関係者が村木さんの指示を否定した。

2010年9月10日、大阪地裁は、村木さんに無罪判決を言い渡し、検察の上訴権放棄により確定した。

たものはないと証言でも言っていました。これは、後で偽証と分かったのですけどね。

第2次再審請求審の初期に、10月17日に録った桜井さんの取調べテープが開示されました。このテープもですね、何気なく聞きますと桜井さんがすらすら話をしている、犯人のように思えてしまいます。しかし、いろいろと分析しているうちに、このテープが捜査側にとって編集をしたものの出来の悪いテープだから隠していたのだらうということが分かってきました。というのも、桜井さんは、テープの中で、最初はずっと「杉山が殺したんだ」と言っているが、途中でテープがいったん停止し改めて録音が始まるんですけれども、その後から今度は「自分も一緒にやった」と突然言い始めるんです。いとも簡単にそうなっちゃうんですね。そのとき、捜査官も全然驚いた様子がないです。「何を言っているんだ、お前。さっきの話と全然違うじゃないか、いい加減なことを言うな」という話もあります。ということは、この中断の間に何かがあって供述が変わった契機があったということがうかがえるんですね。その何かというのは、自白強要しかないでしょうか。捜査官は桜井さんに前と違う話をするように強要してしゃべらせたんです。だから捜査官は驚いたような発言がない。筋書きどおりなんですから。

テープから判明する疑問は他にもあるのですが、ほんの一部を録音したところで、それは全体の流れの中の1つですから、これを重視して判断するのは危険極まります。一部可視化が危険極まるというのはまさに布川事件が実証していると思います。

このテープの問題ですが、再審開始決定も即時抗告棄却決定も、再審無罪判決もいずれも触れて、一部の録音だから信用できないと口を揃えて言っています。

前田：私は、松山事件の斉藤さんの独白を聞いたことがあります。あのときは棒読みで何となく原稿を言わされているなという印象でした。でも、布川事件では結構違うのですね。

塚越：そうですね。自分の頭にインプットされていますから話し言葉で言えるのですね。

前田：布川事件では、警察は何のために録音したのですか。

塚越：自白当初から供述が安定しなかったの、ある程度供述を固めていこうと考えたのでしょうか。10月17日は、桜井さんが強殺の調べを始められてから5日目なんです。テープ録音後も自白の内容はめっちゃ変わりました。

前田：供述を固めて、その録音した内容で進めるという感じでしょうか。

塚越：あるいは、杉山さんに聞かせようということかもしれません。確定審で証人として出た捜査官はこのテープの存在を否定していましたが、もう亡くなり彼らに聞けませんので、真相は分かりません。

9 足利事件から考える「取調べの可視化」

前田：足利事件も、録音されていますね。

佐藤：菅家さんは、DNA再鑑定によって無実ということが客観的に分かり、再審開始決定前に釈放されました。最高検は、その時点から、事件の検証作業を始めましたが、朝日新聞のある記者が、最高検が夜遅くまでテープ起こしの作業をしていることを掴み、それが足利事件の取調べテープだと知って、そのことをスクープしました。この取調べテープは、本件の起訴後に検察官が別件2件に関連して菅家さんを取り調べたときのものでした。これを受けて、栃木県警に警察の取調べテープはないかと問い合わせたところ、警察のテープも3本残っていました。結局、全部で15本、時間にして約25時間分の取調べテープがあることが分かりました。

ただし、怖いのは、取調べ自体はそんなに厳しくもなく、大半が自白のテープです。そこで、漫然と聞くと、菅家さんは3件の犯人なんだと思わせるものです。

開示されたテープを最初から聞き始め、25時間分もあるのにどうしようかと思いました。そこで、ふと最後の方から聞いてみようと思って聞き出すと、最後のテープの前日に、菅家さんが足利事件を含め3件を全部否認したテープがあったのです。最後のテープは、その翌日に、足利事件だけは認めさせ、別件2件は否認でよいとしたものでした。

全面否認のテープですが、検察官は、「今日は本当の

ことを聞きたい。やっていないのならそれでも構わない」と切り出しました。別件について否認してもいいというつもりだったのです。すると、本人は、「いいですか」と言って、「実は本件はやっていません」と、検察官の予想を超えて本件を否認しました。それで、「じゃあ、残りの別件は何だ」と言ったら、「いや、それもやっていません」と、3件とも全部否認してしまったのです。「やっていないのならそれでも構わない」と言った手前、否認供述を2時間録音したうえで、翌日、「変なことを聞いたのでまた来たんだけど、本当は起訴した事件はやっているんじゃないか」と問い詰め、菅家さんは、「すみません」と謝り、再び自白してしまいました。

取調べの可視化との関係で、足利事件の取調べテープが最初から開示されていたら、もっと早く菅家さんの無実が分かったでしょうかと聞かれます。しかし、DNA型再鑑定の結果を知って聞くから安心してテープを聞けますが、そうでないと、録音されている取調べはそんなに厳しくもないし、いったん否認したのにまた自白していますから、おそらく裁判官の10人のうちの9人は自白の方が本当だと思い込むのではないかと思います。実際、検察官は、自白の方が真実だと思い込んだのです。つまり、恐怖のテープなんですよ。

現在、全部録音・録画が説かれています。自白が虚偽の自白だということを見抜く力が我々にあるかも問題にする必要があります。部分的に聞いただけでは絶対に分からないことだけは確かですが、しかし、全部録音・録画すれば、問題は解決するのかと言えば、そうでないことを足利事件の取調べテープは教えています。

10 村木事件から考える「取調べの可視化」

前田：村木さんの事件は、取調べの可視化が議論されていた頃ですが、取調べの可視化について弁護人から捜査機関に申入れをしたことはなかったですか。

弘中：なかったですね。U係長については、やっていれれば意味があったかもしれませんが、村木さん自身については、さっき言ったようなことですから、やりませんでした。

前田：村木さんは、心配なかったわけですね。

弘中：もちろん被疑者ノートは差し入れて、克明に書いてもらっていましたが、それで足りるかなと思ったんですよ。

佐藤：村木事件は、他の2つの事件と違い、特捜部の事件です。そして、特捜事件では常に共犯者を含む関係者の供述が有罪の証拠です。

村木さんは、被疑者の取調べの可視化は当然だが、それだけでは足りず、関係者の取調べの可視化が必要だとおっしゃっていますが、この問題に光を当てたのは、村木事件の大きな功績だと思います。

前田：鈴木宗男さんも同じことを言っていますね。

佐藤：特捜事件では、本命の人は頑張っている、周りから外堀を固められる形で捜査が進められる構造ですからね。

弘中：厚労省の関係者は、可視化すべきだったと思います。関係者は、みんな東京なんですよ。それを大阪地検に来いと呼びつけるわけですね。しかも、全部被疑者扱いなんですよ。お前も共犯の疑いがあると言って、もう初めから被疑者調書を作り始めるわけですね。それで、脅したりして、「じゃあ2～3日泊まっていくか」とか、「また何回も来てもらうぞ」とか言われていると、それぞれの人の聞かれている場面というのはごくわずかですから、「記憶にないから、このときにその人と村木さんが会ったかもしれない」となってしまいます。ほかの係長はこう言っていたとか、課長補佐はこう言っていると言われると、「じゃあ、それで結構です」となっちゃうんですね。

ですから、おっしゃる通り、関係者というか、強制捜査でない人の調書の取られ方を監視しないと、結局周りを固められてしまいますね。

塚越：布川事件もそうですね。自白を支える状況証拠である目撃証人が6人いて、証拠価値が高いとされました。最高裁の上告棄却決定では、これだけでも有罪認定できるぐらいの証拠力を持つと書かれています。ところが、その目撃証言も実は供述内容が変遷したり、矛盾に満ちていたり、目撃したという日にちそのものを勘違いしているとかいろいろ問題がありました。どうして確定審が目撃証言を信用してしまったのか理解できないものがあります。目撃証言も、きちんとそれを精査で

きるような客観的な裏付けや合理性が伴わないと信用力がないのですが、確定審は安易に信用力を認めてしまいました。何でなんですかねえ。とても危険ですよ。

前田：村木事件の場合には、U係長が克明に付けていた被疑者ノートが、供述調書の特信性を否定する有力な材料になったということですね。

弘中：U係長は、ちょっと変わったタイプの方なんですね。自白調書は、6日目に落ちてしまって、そこから後は検察官の言う通りになりました。ところが、房に帰ると、どうしてそんなことをしてしまったのかとか、こんなことで冤罪はつくられるのかとか、極めて克明に書いているんですね。

証人尋問でどっちに転ぶかが不安だったのですけれども、彼の場合には、村木さんと違って起訴後すぐに保釈になって、制限住居は自宅のある東京になりました。それで、弁護人がしっかりしていますから、そこから後は頑として証人テストも含めて検察官との接触は断っていたんですね。ですから、獄中で付けた被疑者ノートが支えというか、彼の証言の根拠になって、それを書画カメラで写しながら尋問したものですから、かなり説得力のある証言ができました。

11 捜査段階における弁護人の活動のポイント

前田：捜査段階における弁護人の活動について、どのようにお考えですか。

塚越：布川事件では、桜井さんの弁護人が選任されたのは、1968年1月になってからで、起訴後の国選弁護人でした。その弁護人が初めて接見したとき、桜井さんは、まずアリバイのことを言ったとのことですが、弁護人からは後で聞くなどと言われ、十分な話はできなかつたようです。

杉山さんの弁護人が選任されたのは、1967年11月末頃です。ただ、杉山さんの場合には、別件の恐喝の弁護人で、杉山さんは強盗殺人罪のことはその弁護人に相談しなかつたようなのです。また、弁護人の方も、どういふわけか、強盗殺人について聞かなかつたようなのです。

もし、捜査段階の当初から弁護人が就任して2人の話をよく聞いていれば、いろいろな活動ができたはずで

すね。2人とも、アリバイについてとにかくいろいろなことを言っていましたからね。それから自白の強要がなされればそんなことは止めると警察にものを言ったり、それなりに対応できたでしょうし、逆送に対して止めるように申入れもできたでしょう。やっぱり捜査段階に弁護人が就任していたとすれば、弁護人としてやるべきことはたくさんあった事件ですね。

前田：自白の関係でも、抗議文を送ったり、申入れをしたり、そういうことがあれば違つたでしょうね。アリバイだって、弁護人がアリバイ調査をできますよね。

塚越：そうですね、いろいろなことができたはずだと思いますね。

前田：村木さんの事件では、U係長の被疑者ノートも大きかつたですが、他にも共犯者の自白の任意性が否定された理由の1つに、弁護人の申入れが行われていたことがあげられていましたね。

弘中：そうですね。1人は、凜の会の関係者で、K会長と一緒にI議員のところへ請託のお願いをしに行つたとされている人です。その人は、最初の2回の取調べは否認でした。3回目のときに認めた調書になっているんですけども、そのときにかなり脅されたということと、弁護人を検察官に解任させられているんですね。その解任書を検察官の目の前で書かされているんですよ。その後、弁護人から抗議の内容証明郵便が送られて、結果的にはその調書は全部任意性なしで却下されました。

もう1人の凜の会の関係者についても、やっぱり取調べの過程で問題があつたというので、弁護人が内容証明郵便を出しています。

大阪では弁護人が割合パツと抗議をします。この前、別の事件で前田元検事に聞きましたが、やはり問題があつても、弁護人がずっと黙つていて、抗議が1つも来ないとなると、もう大したことはなかつたということで済まされるんだけど、タイムリーに内容証明郵便で抗議書が来たりすると、相当こたえるみたいですね。

前田：足利事件では、捜査段階から弁護人が付いていましたが、どんな活動だったのですか。

佐藤：私は、菅家さんの弁護人になる前の1審の段階で、DNA鑑定について論文を書くために、当時の弁護人に

会って話を聞きました。そのとき、弁護人は、菅家さんは犯人だがDNA鑑定が大々的に問題になった最初の事件だから、その証拠能力を争っているというスタンスでした。ですから、その弁護人は、判決予定日の3週間前に、菅家さんから無実を訴える手紙を受け取っても、まったくそれを信じないで、弁論再開申立てをし、被告人質問をただけで結審に応じるというおごなりの弁護で、判決を迎えました。

1審の弁護人は、地元足利の弁護士でしたから、地元で起きた3件の連続少女殺害事件を3件とも自白した菅家さんがまさか1件もやっていないと、最初は思わなかったとしても無理ないのかもしれませんが。しかし、本人が「やってない」と言い出したら、弁護人はどこかで目を覚まさなくてはいけないはずなのに、そうではなかったのです。まったくの無実ですので、どこかで何かおかしいと気づく機会があったと思います。

弘中：捜査段階で、村木さんの事件で1つ問題になったのは、厚労省が、郵便法違反の問題が起こったものだから、内部調査をやったのですが、それについてです。内部調査で関係するとされた人と呼んで、いろいろと話を聞いて、簡単なメモを作ったりしたのですが、やっぱり素人がやるわけですから、生半可なものを残しちゃったりしているわけです。その後、厚労省にガサが入ったので、それを全部持って行かれちゃうわけですね。それが結構こちらに不利な証拠に使われました。

弁護士も、関係者と会っていろいろと話を聞くことがありますが、捜査段階のメモについて依頼者である被疑者から押収されたりして、後で逆ねじを食らうことがあります。関係者からの事情聴取について、検察から、あるときには証拠隠滅だと言われるし、あるときはそれを持って行かれて逆利用されたりします。ですから、捜査段階のメモの難しさというのは、ありますね。

塚越：私がかかわった最近の事件ですが、依頼人に送っていたかなりの数の私名義の文書が全部押収されてしまったことがありました。何気なく書いたメモのような書類もありますので、場合によっては逆利用される怖さがあります。検察官がそれをみんな見ているというのは嫌なものです。

前田：特に任意捜査の段階ではそうですね。

塚越：ええ。それを逆手に取られてと言いますか、弁護士としても非常に怖い面がありますね。

Ⅱ 公訴提起後第1回公判前の段階

1 村木事件にみる保釈と人質司法の問題点

前田：起訴されて第1回公判までに、保釈がされるかどうかの問題がありますが、布川事件と足利事件では、保釈は問題にはならなかったのでしょうか。村木さんの場合は、すぐ保釈されたのでしょうか。

弘中：いやいや、4回目の請求ですね。1回目にけられ、2回目にけられ、3回目は通ったんだけど検察の準抗告でひっくり返し、4回目でやっと通ったのが逮捕から百五十何日目です。

前田：その4回は、どのような節目に請求したのですか。

弘中：1回目は起訴された直後ですね。2回目は、公判前整理手続が始まった段階だったと思います。3回目は、公判前整理手続が多少進展したといえますか、全体の証拠の構造がはっきりしてきた時点でやりました。4回目は、それがかなり固まっていたときです。特にあの前田主任検事が強烈な反対意見をぶつけてきたものだから、これはもうちょっとU係長の証人尋問がないと難しいかなと思ったんですけども、何とか4回目を通りました。だから、公判前整理手続中に保釈になったんですね。

前田：特捜部の事件で比較的早く保釈されたのはホリエモンの事件ですね。あの事件は、予定主張の概要をすぐに出して保釈請求したので早かったということのようですが、村木さんの事件は、やはり否認事件であることがすぐに保釈されなかった大きな理由でしょうね。

弘中：そうですね。

前田：弘中さんは法制審特別部会での意見聴取の際に、人質司法の問題を採り上げるべきだとの話をされましたが、あれはどういう観点からおっしゃったのですか。

弘中：人質司法については、私は前から思いがあるもので

すから。私が弁護士になった1970年頃というのは、まだよかった時期です。勾留却下もありましたし、保釈なんというのは、起訴されたら、否認していた公安事件なんかでも、どんどん取れた時代だったんですね。ですから、あんまり人質司法という概念がありませんでした。それがだんだん厳しくなってきたものですから、裁判所に対して相当問題だなと思っています。

つまり、あのときに人質司法と言ったのは、村木さんの事件では、前田元検事の証拠の改ざんがあったものですから、検察がけしからんということなんですけれども、実は裁判所の問題も大きいんですよ。というのも、4人の共犯者のうち3人が起訴後すぐ保釈されているわけですよ。村木さん、つまり一番無罪であるはずの人だけが、百五十何日も入っていたわけですよ。どう考えても、逃亡のおそれもないし、罪証隠滅だってあり得ない人がなかなか保釈を認められないのは、裁判所に問題があると思います。だから、検察ばかりが問題となっていますが、裁判所も、やっぱりそういうところを反省してくれないといけないと思います。

実際に、3人がすぐに保釈になったのは、逆に言うところ「認めなければ保釈にならないぞ」という脅しとして現実に利くわけですね。そのような脅しとして利くから、虚偽の自白をしてしまうケースがあるわけですから。

前田：まさにその通りですね。

弘中：だから、そこを採り上げないことには問題の解決にならないという思いが強かったですね。

2 布川事件と足利事件における 第1回公判前の弁護活動

前田：布川事件では、初公判の前の弁護活動は、どうだったのでしょうか。

塚越：まあ、簡単な事情聴取はしたのですが、2人から話を聞き限り確たる方針はなかったように思われますね。

佐藤：柴田五郎弁護士が弁護人になったのは2審からですか。

塚越：2審からです。桜井さんの1審の国選弁護人は、1968年1月5日に選任されて、初めて接見に行ったのは

約1カ月後の2月8日です。その1週間後の2月15日が第1回公判期日です。初めて弁護人が接見に来たときに、桜井さんが「俺は、やっていない」、「とにかくアリバイがあるから、アリバイを調べてもらいたい」と言ったら、その弁護人は「それよりちょっと君、僕を私選弁護人にしないか」と言ったそうなのです。桜井さんが「そんな金、ないですよ」と言ったら、弁護人は「じゃあ、ちょっと親御さんと相談するかね」、「また来るわ」と言ってあまり話をしないまま帰ってしまったそうです。

桜井さんからは何度もその話を聞いています。それ以外にその弁護人が話したことがあんまりないらしくて、彼の頭の中にインプットされているのはそんなもんしかないんですね。

桜井さんは、獄中で日記を克明に付けていましたが、その中にやっぱり弁護人に対する不満がいろいろ書いてあります。弁護人に早く来てもらいたい、相談したい、弁護人が来たら何を話そうかと考え、話すことを日記にまとめていたんです。こういう無実の証拠があるので、これを調べてもらいたいと。でも、「今日も弁護人が来なかった」と日記に書いて嘆く記載部分があります。

1審の証人尋問のときのことでありますが、最初のうちに10名ほどの証人尋問があったのです。桜井さんは、証人から何を聞こう、弁護人と打ち合わせをしたいと、いろいろな疑問点や問いただしたい点をメモしていたんですね。でも、そのときの弁護人とは打ち合わせがまったくなく、その意味で不幸でしたね。

前田：足利事件では、起訴後、第1回公判期日に向けての被告人と弁護人との意思疎通はあまりなかったのでしょうか。

佐藤：菅家さんの勾留されていた宇都宮拘置所は、宇都宮地方裁判所の横にあります。1審の弁護人のいる足利は、宇都宮と結構距離があるんです。そのせいもあって、1審の弁護人は、ほとんど接見しないで公判に臨んだようです。菅家さんは、拘置所に移った直後から家族に無罪を訴える手紙を送り始めましたが、弁護人は、その手紙をお兄さんから届けられながら、その内容を接見で確認することもしないで、いきなり法廷で菅家さんに「無実」とはどういう意味かと聞いています。実は

認め、DNA型鑑定 of 証拠能力だけは争うということに徹した弁護活動だったと思います。

Ⅲ 公判段階

1 足利事件の第1審

前田：公判での問題点もいろいろありますが、足利事件の話から入りましょうか。足利事件では、ずっと認めていた菅家さんが、何回目かの公判期日で否認して、その後また認めるという経緯がありましたね。

佐藤：1992年の12月22日の第6回公判期日ですね。

弁護人は、家族に無実を訴える手紙を、菅家さんにいきなり法廷で示して、ここに無実とあるのはどういう意味かと聞いたんですね。それに対して、菅家さんは、「やっていません」というふうに言いました。

ところが、弁護人は、その意味が分からず、「今まで嘘を言ってきたのか。もう1回裁判をやり直すつもりか」と菅家さんをなかば叱責しました。そして、新聞に、「突如否認に転ずる」、「弁護人も当惑」と書かれ、弁護人のコメントとして「信頼関係を崩された思いだ。否認を貫くなら辞任もあり得る」と書かれています。

その2日後に弁護人は菅家さんに面会していますが、わざわざ足利から宇都宮に向かったこともあって、たぶん気分を害して接見したのでしょう。その結果は、裁判長にあてた菅家さんの上申書で、「極刑と言われて怖くなって、やっていないと言いましたが、やっぱり私がやりました。裁判長、すみません」というものでした。そして、菅家さんは、翌年1月の第7回公判で、「上申書に書いた通りです」と再び公判廷で自白してしまいました。

無実の被告人が、1回否認に転じながら、また自白したという例を知りませんが、足利事件は、弁護人にとっても大いなる教訓を残した事件です。

前田：足利事件でも、1審の弁護人は最終的には無罪を主張したのですね。

佐藤：その無罪の主張が実に問題で、補強証拠のDNA鑑定 of 証拠能力を争っているから、DNA鑑定 of 証拠能

力が否定されると、補強証拠がなくなり無罪であると主張しているんです。しかし、自白を補強する解剖所見もあり、架空の犯罪でもないわけで、たとえDNA鑑定 of 証拠能力が否定されたとしても、補強証拠は十分で、補強法則によって無罪なんていう弁論はあり得ないわけです。そのような弁論を許した裁判所も裁判所です。

前田：足利事件の1審判決の決め手は何だったのですか。

佐藤：菅家さんは、自白を維持したままいったん結審したわけですが、予定されていた判決期日(1993年6月24日)の3週間前に弁護人に無実を訴える手紙を書いたため、弁護人は、弁論再開の申立てを行い、裁判所もこれを認めて、被告人質問が行われました。そこで初めて本格的な否認に転じたわけですが、弁護人も信じておらず、そのわずか2週間後に有罪判決が下されました。有罪判決は、否認供述が信用できない理由を示していますが、要するに、取って付けたような理由で、自白が信用でき、DNA鑑定が有力な証拠であるというものでした。判決では明示されていないものの、DNA鑑定が決定的な役割を果たしたのだと思います。

2 布川事件の第1審

前田：布川事件では、1審の弁護人はどんな主張をしたのでしょうか。

塚越：途中で弁護人が変わりました。桜井さんの弁護人は、第6回公判で国選弁護人から外れまして、後から就任した方がいました。その弁護人はアリバイなんか調べていろいろと争いまして、もちろん無罪の弁論を行っています。

前田：裁判所の有罪判決では、何が一番大きかったんですか。

塚越：やっぱり自白調書でしょうね。それからすらすらしゃべっている11月2日、3日の録音テープが証拠としては大きな意味を持ったと思います。あと被害者宅前で2人を見たという証言や、駅や近所の石段で見たという証言が重視されましたけどね。

前田：そうするとやはり自白が大きかったということですね。

塚越：そうですね。

3 村木事件の証拠構造

前田：村木さんの場合には、U係長の供述調書が証拠採用されなかったのが、我々から見ると完全にシロだと思いましたが、『自由と正義』（2011年9月号）の石塚章夫さんのご寄稿を読んだら、証拠構造的にはU係長の調書はなくても有罪にはできる証拠構造であると書いておられました。弁護人の立場ではどうですか（笑）。

弘中：さっき申し上げた最高検の検証でも、とにかくこの事件は“出と入り”が固いと思われています。“出と入り”とは実はU係長ではなくて、最初の“入り”は凛の会のK会長なんですね。この人が、I議員の元秘書なのですが、必ずしも検察官から押し付けられたわけではなく、自分から進んで村木さんの関与を話してしまいました。それから、“出”というのは、村木さんの上司だったS部長（当時。以下同じ）は、思い込みの強い人で、政治家の依頼を受けて公文書を作成したのであれば俺が唯一の窓口だという思い込みから、村木さんから報告を受けたなどかなり想像を交えて話していたわけです。ですから、この2つが固まっていて、U係長の供述も含めて全部そろっているから、検察は有罪と確信したということです。村木さんの自白は関係ないという構造だったんですね。ただ特捜の事件ですから、基本的には全部供述証拠なんですけどね。

前田：K会長もS部長も供述調書自体は採用されているのですか。

弘中：いや、K会長の供述調書は全部却下されました。S部長の供述調書は全部採用です。

そう見ると、K会長が証人尋問で相当崩れたというのが、大きかったですね。

それと、S部長は、公判が始まった段階でやっとこちらとも話ができるようになって、いかげんなことを言わなくなって、あれは検察の壮大な虚構であるということまで法廷で言って、それが新聞の見出しになったりして、流れが変わったということもありました。

前田：公判では、ほとんどの方が村木さんの無罪方向の証言をされたということですね。

弘中：そうですね。

4 村木事件における証拠開示

前田：村木さんの事件では、公判前整理手続でそれなりの証拠の開示はあったのでしょうか。

弘中：村木さんのときに、証拠開示で証拠が出なくて困ってもめたという印象はないですね。印象としては、公判担当の白井検事は、わりとフェアだったんですね。

佐藤：村木事件では、新設された公判前整理手続での証拠開示が実に大きかったと思います。さらに、東京地検では特捜部が捜査と公判を一体的にやっていますが、大阪地検は分業になったために、前田元検事が見ていなかったフロッピーディスクのプロパティに関する捜査報告書が開示されてしまったことが決定的でした。

弘中：あれは大きかったですね。それで証拠開示で資料が出てきたんですね。向こうが証拠請求した証拠じゃなくて、弁護側の証拠開示請求で証拠が出ました。

佐藤：あれによって裁判所にも検察は重要証拠を隠すことがあるという意識が生まれ、ほかの事件でも証拠開示の重要性が再認識されるようになりました。既に布川事件、私が関与している福井女子中学生殺人事件でも証拠開示が大きな役割を果たしましたが、村木事件以後の再審事件で言えば、袴田事件や東電OL事件がそうですね。この一連の流れは、村木事件で公判前整理手続による証拠開示が威力を発揮し、裁判所の目を開いた結果だと思います。

布川事件や足利事件では裁判所にも大きな責任がありますが、村木事件では、保釈を除いて、裁判所は責任を果たしましたね。

弘中：あれは、大阪地裁でも評判のいい横田信之さんが裁判長でした。

前田：ああ、横田さんですね。

佐藤：1審判決後、フロッピーの改ざん問題が明るみに出たことが決定的だったと思いますが、1審無罪判決がそのまま確定したことも重要です。

5 布川事件における証拠開示

前田：布川事件では、証拠開示はどうだったのですか。



塚越: 証拠開示請求は、確定審の1審でも2審でもやっていますが、ほんの少ししか証拠が出ていません。第1次再審でももちろん証拠開示の請求をしましたが、証拠開示の重要性を巡って裁判所や検察官との間で議論が戦わされるという状況にまで至らなかった面があり、開示の実現は難しいものがありました。裁判所も検察官に開示をさせて審理を進めようという気がなかったですね。検察官もちょっとだけ証拠を出したという程度です。ですから、第1次再審までは、証拠開示は極めて低調であったと言えます。

前田: 変わってきたのは第2次再審からですか。

塚越: 2002年からの第2次再審では、全部で20回以上にわたって証拠開示請求をしました。理詰めで証拠の存在を説明し、開示の必要性を繰り返したということですね。

例えば、送致記録の書類を見ていくと、記録の片隅に鉛筆で1, 2, 3と頁数が書いてあるけれども、1から35まであるけど、36から38までが抜けて、その後は続いている、だから、この間に関連する証拠があるはずだといった具合です。また、捜査官の捜査報告書があり、参考人に関する記載があればその人の調書があるはずだとか、逮捕状に添付された書類だとか、記録に残された中からあるべき証拠を推測して、それを調べることの必要性等を述べるということをずいぶんやりましたね。

弁護団の佐藤米生さん(一弁)が、証拠開示についてはものすごく執着を持っていて、もう鬼のように証拠開示請求をやりました。彼はすべての確定証拠を見て、推測できる証拠をどんどんあげていって、詳しい証拠開示請求書を作りました。裁判所にも検察官に証拠を開示するように言ってもらいたいと言いました。検察官は、例えば検死調書を出されたいと言うと、不見当などと言ったりしたのですが、そのうち正式名称が死体検案書であることが分かり、そうした名称を指摘したら出てきました。検察官は、死体検案書はあるが検死調書の開示請求があったので不見当と答えたんだというような誠実さに欠ける対応をしたりします。しかし、検察官が説明したり否定したりするのが嫌になるくらい何度も何度も証拠開示請求を重ねていくうちに、少しずつ

証拠が出てくるようになりました。

土浦の裁判所も、審理に必要ということで、依頼書という形で検察官に出すように求めたことがありました。特定の5人ぐらいの目撃証人の関係証拠を出すようなような依頼です。裁判所が表向き勧告ないし依頼をしたのはその1回しかないんですけども、実は、いろいろと折衝をしていく中で、どうやら裏で検察官に出したらどうかということを言っていたようですね。裁判所の依頼によって提出しますという証拠提出書が検察官から出たことがありました。

前田: 弁護人は、全部任意の証拠開示を請求することになるわけですね。それを受けて裁判所が事実上の勧告をするのですか。最高裁の昭和44年(1969年)4月25日決定の訴訟指揮権に基づく個別証拠開示命令は、再審でもできるのですか。

佐藤: それはできると思います。

前田: そうすると命令はできるわけですね。

塚越: 布川事件では、証拠開示命令が出されたことはありませんでした。そこまで裁判所が証拠開示について積極的な姿勢を示したことは残念ながらありませんでした。

前田: 任意の勧告ですか。

塚越: 裁判所からいかかでしょうかと問われたら、検察官はある程度応えざるを得ないと思うのでしょうかね。このぐらいだったらいいだろうと判断し、証拠を選別して少しずつ出すことにしたのではないのでしょうかね。でも少しでも証拠が出ると、それを分析し、また別の証拠があるはずだという推理を立てさらに追及していく。それで先ほどの理屈での説明を重ねてやっていくうちに、さらに証拠が出ることもあります。そうすると、またそこから広がるということもあり得るんですね。

前田: 検察の開示してきた証拠の中に有罪、無罪の分かれ道になるような証拠が相当あったわけですね。具体的にはどんな証拠があったのですか。

塚越: 分かれ目というわけではないですけど、『毛髪鑑定書』がありましたね。これは、被害者宅にあった毛髪の鑑定書なんですけど、最初に1通出してきました。その鑑定書には、被害者宅から領置された毛髪8本中5本が、桜井さん、杉山さんのものと「類似しているとはいえない

い」ということが一応書かれておりました。ただ、この鑑定書だけでは、その毛髪が被害者のものである可能性が残り、第三者（真犯人）の存在を推認できません。そして、検察官は、他には鑑定書がないと言っていました。ところが、よくよく捜査資料を見ると、現場から領置された毛髪について「当署保管鑑定中」と書いてあったんですね。検察官が「ない」と断りながら、資料には「鑑定中」と書いてあったわけです。それで、「鑑定中」と書いてあるもので、さらに鑑定書があるだろう」と請求したら、検察官がもう1つの毛髪鑑定書を出してきました。その鑑定書には、5本について、被害者のものと判定できなかったということが記載されていました。結局、第三者のものと思われるものがあったということにつながり、これは大きな意味があったと思いますね。

『死体検案書』も出てきました。そこでは、被害者の首を絞めたときの状況について、「絞殺」（推定）と書いてありました。ところが、判決の罪となる事実では「扼殺」（注：両手で首を絞めること）になっているのです。「扼殺」と「絞殺」では、殺害方法が違うわけですね。自白は扼殺形態で、大きな影響力があります。

目撃証言関係も、比較的出されました。あとは録音テープも出ました。この録音テープからは、テープが編集され先ほどお話ししましたように不自然な流れがあることも分かりましたし、自白の録音回数についての捜査官の決定的な偽証も分かりました。

こうして、どんどん検察と警察の不正行為が分かってきました。そういった流れが証拠開示によって明らかになってきて、それが裁判所に伝わったんじゃないかと思います。第2次再審で明白性のある新証拠と裁判所が判断した証拠のうち約半分が開示された証拠でした。そういう意味でも、開示された証拠がいかに重要で、しかも無実の方向で使えるかということ、逆にいえばそうした無実の方向性をうかがわせる証拠が検察官の手元に隠されていたということが指摘できると思います。

前田：無罪の証拠が検察官の手元にあったということですね。

塚越：そうです。検察官が、不利な証拠をずっと隠し続けてきたというわけですね。

6 足利事件における証拠開示

前田：足利事件の証拠開示はどうだったのですか。

佐藤：再審公判では、弁護側が証拠開示請求したのについて、裁判所もあるものは出せという姿勢でした。ですから、出てこなかったものはあまりないと言っていいと思います。

しかし、再審請求の段階で、別件2件の自白調書を、本人の了解を得た上で、開示請求しました。というのも、検察官は、別件2件で自白しているのに起訴していませんから、検察官も自白を信用していないと考えられたからです。しかも、別件の不起訴裁定書を請求したところ、考えてみれば当たり前ですが、自白しているのに「嫌疑不十分」が不起訴理由でした。ところが、裁判所は、別件だからその自白調書は本件に影響を及ぼさないとして、開示の勧告をしませんでした。

ところが、菅家さんの釈放後、取調べのテープの存在が分かり、その大半が別件についてのものだったので、今度は、裁判所が強く開示の勧告をし、別件全部の自白調書が開示されました。その結果分かったことは、これも当然前のことですが、捜査側に都合のいいことしか調書にならないことが分かりました。しかし、その時点では、DNA再鑑定によって菅家さんの無実は分かっていたので、結局、足利事件では、証拠開示は結論に影響を及ぼしていないことになりました。

前田：控訴審で佐藤さんが弁護人につかれてからは、開示させた証拠が何かあるのですか。

佐藤：あります。例えば、細かいことですが、被害者の死体の顔には青い砂が付着していて、自白では説明できないんじゃないかということで、これに関係する証拠を出すように言ったところ、検察もあるだけのものは出しました。足利事件では、DNA鑑定があったので、検察は楽勝と思っていたのでしょう。

しかし、私たちが、事件から7年後の1997年に、菅家さんの髪の毛を使って、独自にDNA鑑定を行い、菅家さんのDNA型と犯人のDNA型は異なる可能性があることを示して、最高裁にDNA再鑑定を求めたところ、最高裁は、これを無視し、再審請求審の宇都宮地裁も

DNA再鑑定を命じませんでした。実際に再鑑定が命じられたのは2008年暮れで、結論が出たのが2009年5月ですから、再鑑定を求めてから10年以上が経っているわけです。その間、検察官は、DNA再鑑定について、不必要であり、反対するというスタンスをずっと取り続けました。

ところが、再審の即時抗告審(高裁)で、高裁からDNA再鑑定をやるという示唆があったためだとは思いますが、そのときの検察官は、検察官としては必要ないと考えるが、仮に実施する場合はこのような方法で行ってほしいという、いわば各論賛成の意見書を提出しました。それが足利事件のターニングポイントでした。

私は、検察官のスタンスも重要だと思います。検察官は一枚岩のように見えますが、実際は人によって違うわけで、「検察官に人を得る」ことも、とても大事なことだと思います。

7 村木事件における証拠の改ざん

前田: 村木さんの事件では、検察官が証拠を改ざんしました。この経過はどう見たらいいのでしょうか。

弘中: 前田元検事のフロッピーの改ざんだけが注目を浴びていますが、問題は、なぜフロッピーの改ざんをしたかということなんですよ。

結局、あの事件は、6月8日に、いったん公的証明書なしで凛の会が許可申請を出すんですね。ところが、それが必要だと言われて、慌てて同月10日に証明書を出しているんですよ。ですから、検察の見立てからすると、6月8日から10日の間に厚労省発行の偽物の証明書を作ったということになります。その見立てに合わせいろいろな供述調書も作ったわけですよ。

ところが、その文書のデータのプロパティでは、作成日が6月1日なわけですね。しかも、U係長は、作ってすぐ渡したことになっていますから、筋書きが合わないわけですよ。それで、検察は、データの作成日が1日になっているのが邪魔なものですから、それを検察の見立てに合う8日に変えました。検察の見立てに合うように、物証を変えたわけですね。本来なら、物証の作成日が1日

ですから、それに反する供述調書の方を取り直さなければいけないはずですが、特捜事件では主任検事の指導の下に何人かの検事を使って分業でわっとやらせていますから、今さらもう供述調書の取り直しに間に合わないというので、起訴後にデータの改ざんをやったわけですね。

ですから、元を正せば、1つの見込みの下に、無理に供述調書を作ってやったために、そういう帰結になってしまったということですね。

ついでに申し上げますと、証拠開示の結果として、検察側の申請していなかったいくつかの供述調書が出てきたのですが、その中に動機に関する部分があるんですよ。それは、村木さんが何のためにそんな1円の得にもならないことをやったかということ、村木さんが当時障害者自立支援法という法案の担当課長で、国会で一生懸命根回しをしていたので、野党の有力議員の機嫌を取るために、無理な要求を飲まざるを得なかったというストーリーです。厚労省の職員の7人ぐらいが、2〜3日のうちに、全員、当時はこういう法案を抱えていて大変だったんですという調書をとられたんですよ。検察は、最初はそれを動機と据えていたんですね。ところが、よく調べてみると、障害者自立支援法法案のグランドデザインができたのは、その年の秋なんです。ですから、問題の2月頃なんて、法案の影も形もなかったわけですね。それで、検察は、冒陳からその点を外して、その調書を全部請求しなかったんです。証拠開示でその調書が出てきて、検察側の当初のストーリーがそういう位置付けだったのが分かりました。

つまり、7人もの厚労省職員が一斉にありもしない法案がいかにもあったように書いてしまうぐらい、供述調書というのは検察官の思い通りにできてしまうんですね。そういった形で作られた供述調書を、最後にまとめようとしたら、客観的事象と合わなかったわけですね。それで、その供述調書の方を生かすために、客観的証拠の方を壊しちゃったというのが証拠改ざんなんですよ。

前田: まさに、供述依存の捜査が行き詰まったということですね。

佐藤: 問題は、取調べメモを作らないようにしてしまったことです。最高裁が開示の対象になると言ったとたん、



検察は、それを作らないようにするという実に姑息な対応をしたわけです。

弘中：ばれない方法をとったわけですね。ついでに言うと、ある事件で、検察官を40人投入して徹底的に調べたことを、捜査メモにするとまた開示の問題になるからというので、そのメモを全部ワープロ打ちして、調書にはしなかったんですね。それが大量にあるのですが、調書ではないし、捜査メモでもないから、開示の対象ではないと言うんですよね。検察は、裏の手段を考えますからね。

前田：先日、検察がそういう回答をしてきたケースがありました。メモはない、データがあるだけだって（笑）。

弘中：メモもないし、調書でもないし、データだけだと。

前田：かつては、調書は手書きでしたから、その日に調べたことをだいたいその日に調書にするパターンでした。それが、ワープロが出てきて、調べて記録も残すけれど、それを保存し、ずっとためておいて、まとめて一気に調書を作るようになりました。ですから、とても分厚い調書ができます。それは、特捜では特に顕著ではないのですか。

弘中：顕著ですよ。

佐藤：IT化で便利になったのかということ、そうではなくて、昔のような手作業で調書の一つ一つ丁寧に作っていたときの方が、まだ真相の究明ができたと思います。DNA鑑定もまったく同じで、何か科学文明を利用して見えるように見えるけど、例えば、ろうそくの明かりだったら目を凝らせば陰影が見えるのに、ものすごく明るい光が目をくらすように出てしまったために微妙な陰影が見えなくなってしまった。文明が我々に幸せをもたらすよりも我々の目をくらましていていると思います。

IT時代の捜査によって育成される捜査官は、真相が闇に隠される危険性も知っておく必要があると思います。

8 DNA鑑定と科学的証拠の問題点

佐藤：足利事件のDNA鑑定は、科捜研が行ったものですが、鑑定書に記載された出現頻度（注：同一パターンが出現する確率）は1,000人に1.2人、つまり833人に1人でした。しかし、その出現頻度は、サンプル数が増えるにしたがって増え、最後は1,000人に6.2人、166人に1人

という、今では考えられないくらい牧歌的なものでした。

現在のSTR法は15カ所の部位を調べるわけですが、15カ所の出現頻度を掛け合わせると最も高い出現頻度でも4兆7,000億分の1といわれます。地球の人口が70億人を突破しましたが、4兆7,000億分の1というのは、地球670個分の中で1人というまさに天文学的数字です。そのようなDNA鑑定にどう立ち向かうか。

しかし、間違いはあり得ます。例えば、足利事件のDNA再鑑定で、被害者の女児の半袖下着から当初予想もされなかったDNA型が検出されたため、栃木県警は、当時の捜査員のDNA型を調べました。捜査員のDNA型ではないかと考えたわけです。ところが、その副産物というか、Yちゃん事件という栃木県今市市で行方不明になり茨城県で死体で発見された事件の犯人のDNA型とされていたものが実は捜査員のDNA型だと分かりました。たまたま捜査員のDNA型だったから、すぐに間違いと気づいたわけですが、そうでなければどうなったのかと思うと、ぞっとします。

目に見えないミクロの証拠だけに、犯人が捜査を攪乱するために、他人の髪の毛などを現場に遺しておいたら、冤罪になりかねません。天文学的な数字を突き付けられて、弁護人もギブアップです。

前田：布川事件でもDNA鑑定が問題となったのです。

塚越：再審公判の第1回進行協議のときに、検察官の立証として、被害者の口の中や首に巻かれていたパンツ、タオル、足に巻いたワイシャツについてDNA鑑定をやりたいという話がありました。布川事件は、DNA鑑定なんて無縁の世界とっていましたから、そりゃあ仰天しましたね。本気かいなど。

佐藤：田辺泰彦検事は、足利事件の再審公判に立ち会い、弁護士推薦の鑑定人のDNA鑑定を争いました。その人が布川事件にシフトしたのです。

塚越：田辺検事はDNA鑑定に関する論文も書いていますから、こちらに回ったのだと思います。担当検事に聞きましたら、目の前にこういう物があるんだから、DNA鑑定をやらないというわけにはいかないという趣旨のことを言っていました。僕は、冗談だと思って、今さらDNAなんて出っこないだろうし、また保管だって問題

があるから鑑定になじまないと大反対しました。でも、検察官は、本気で鑑定の申立てをしようとしたんですね。これは反論しなければいけないと考え、弁護団はDNA型鑑定の勉強を始めました。調べていくうちに分かってきたのですが、裁判所に保管されているブツを検察庁が1カ月間ほど持ち出したことがあるのですよ。裁判所は、まさかDNA型鑑定をするための準備のためなんてまったく考えないで預けたのだと思います。

問題はこのブツを、取調べのときに、桜井さんに示しているのです。杉山さんについてははっきりしませんが。ですから、取調べ中に桜井さんのつばが飛んでブツに付いたとか、桜井さんのフケが机の上に落ちていてそれが付いたとか、いろいろな可能性があります。犯行のときに付いたものしか付着していないのだということが立証できるならば、DNA型鑑定をやる価値がありますが、そうじゃなく取調べやその他の場で付着した可能性があるんだったら、まったく意味がありませんし、さらに冤罪を生んでしまう大きな危険性があります。ですから、その保管状況が一番大事になります。DNA型鑑定なんてまったく意識しないで保管がずっと続いていたわけですし、裁判所は、それを理解して、被告人・弁護人の種々の批判に耐えられないだろうということを指摘して、再審公判の中で鑑定請求を却下しました。

佐藤：DNA鑑定を含む科学的証拠とIT時代に作成された供述調書と戦う刑事弁護は、ある意味では以前よりも難しくなっています。その工夫をしなければいけません。

前田：私は、今、DNA鑑定を行う場合は、採取、保管、鑑定の過程を可視化するべきだと主張しています。

佐藤：おっしゃる通りです。

前田：DNA鑑定の精度が上がれば、本当にちょっとした間違いでも冤罪はつくられます。だから、すべての過程を可視化することが必要です。そうでなければ、鑑定の正確性、信頼性を保証できません。

塚越：なんたって同一性の出現が4兆7,000億分の1でしただけ、やっぱり証拠が強いと考えられちゃうだけに、保管や採取や鑑定作業がきちんとなされ、確実性ある証拠のつくり方がされないと駄目ですね。

前田：試料の保存もDNA鑑定も、警察の機関ではなくて、別の中立機関が行う必要があると思います。しかし、足利事件では、よくDNAが残っていましたね。

佐藤：1990年には、まだDNA鑑定は実用化されていませんでした。1985年にDNA鑑定は開発されたのです。

現在は、DNA鑑定資料は、マイナス80℃という超低温で保管することになっています。ところが、捜査機関も、裁判所も、ずっと常温で保管してきました。1997年になって再鑑定を請求したとき、被害者の半袖下着を見ると、カビが発生していました。そこで、私たちは、最高裁にマイナス80℃で低温保管するよう求めましたが、最高裁は、何もしませんでした。実際に保管替えされたのは、再審請求後の2004年のことです。

ところが、DNA再鑑定はせず、それを実施したのは5年後です。結局、14年間常温で保管され、19年後にDNA再鑑定をやったわけです。DNAは、どんどん劣化し、低分子化して切れていくわけです。私は、DNA型再鑑定はできないんじゃないかと心配していましたが、できたんですね。

前田：よくできましたね。

佐藤：そこでよくいうのですが、被害者の半袖下着が超低温保管庫の代わりになって犯人の精子を保存し続けていたことになります。もしDNA再鑑定ができなかったら、菅家さんは服役したままで、私がここで話すこともなかったでしょう。だから、奇跡のような話なんです。

同じことが、袴田事件でも起き、最初のDNA鑑定では味噌樽に漬かっていたためできなかったのですが、科学技術の進歩で、この間幸うじて犯行着衣に被害者らの血痕が付着していない可能性を示す結果が出ました。

問題は、裁判所に重要なDNA鑑定資料を保管するシステムができていないことです。

弘中：よくうまくいきましたね。

9 マスコミとの関係

前田：村木事件のフロッピーの改ざんは、どういう経過で分かったのですか。

弘中：問題のフロッピーは、押収の約2カ月後に、証拠と

して提出されずに、U係長の実家に返還されましたので、U係長の弁護団はその後しばらくして手に入れていたわけですね。ところが、データのプロパティの日付を見ると、最終更新日が6月8日になっていました。これは、最終更新日を6月1日とする捜査報告書と違っていただけですね。それで、これは何だろうということになりました。

その後、朝日新聞の板橋洋佳記者が、U係長の弁護団を取材する過程で、フロッピーが残っていることをつかみました。その記者が、検察詰めの記者でしたから、検察庁に行っているうちに、どうも改ざんしたらしいという話を耳にしたわけですね。というのは、前田元検事が何人かの人に言っていますから、検察の中でうわさとして飛び交っていたんですよ。一方で村木さんにああいう判決が出た、一方でフロッピーはU係長の弁護団が持っている、そして検察に改ざんのうわさがあるということで、その記者が、これはどうも改ざんの可能性が高いので調べたいということになりました。そこで、私たちも協力し、朝日新聞の費用で鑑定をやりました。

佐藤：その話は、朝日新聞が『証拠改竄―特捜検事の犯罪』というタイトルで、本にしました。板橋記者は、下野新聞から朝日新聞に転職した方ですね。

私は、本で知って驚きましたが、板橋記者は、足利事件の弁護団が再鑑定をやったのを記者会見で聞いたことがあって、フロッピーを鑑定したらどうかと考えて、東京でその会社を探して、U係長の弁護人の鈴木一郎弁護士（大阪）に話したのだそうです。つまり、板橋記者を介して、足利事件と村木事件の「鑑定」がつながっているのです。

前田：足利事件の取調べの録音テープをスクープしたのも朝日新聞ではなかったですか。

佐藤：そうなんです。だから、朝日新聞は重要なことをやってくれたと思います。

村木事件では、朝日新聞のスクープが発表されたその日に、前田元検事を逮捕しましたね。

前田：そうそう。びっくりしましたね。

マスコミとの関係についても、いろいろな議論がありますが、布川事件では、マスコミとの関係では、何か言っておくべきことがございますか。

塚越：マスコミには進展状況について情報開示をしたりしました。開示された録音テープの解析ですが、解析者をマスコミに紹介してもらったということがあります。

前田：再審開始決定に至る経過の中で、マスコミの事件に対する見方はどのあたりから変わってくるのですか。

塚越：当時は五里霧中だったのでどのあたりと言われても分かりませんが、今から思えば、第2次再審の中盤で、いろいろな証拠が開示されて、死体検案書が出てきたあたりからかなあ、録音テープの解析ができてからは変わってきたような感じがします。

前田：第2次再審の水戸地裁土浦支部の審理の半ばぐらいですか。

塚越：そうですね。弁護団は何かトピックがあると記者会見をするようにして、記者レクでいろいろな資料を作って配っていました。布川事件は、論点が多いだけに、一つ一つの論点が小さくて、合わせ一本みたいなものですから、それをできるだけ説明しました。こういう問題がある、今度こんな証拠が出た、これによると新たなことが分かったという具合です。それで事件の全体像が崩れるんだということを何度も何度も記者の方にお話をした、その積み重ねでしょうね。

佐藤：桜井さんと杉山さんが外に出ていらっしまったのは、大きいですね。

塚越：それも大きいですね。あの2人が元気に叫んでいましたので、この力はすごいですよ。記者会見をするときは、常に2人がいました。

佐藤：絶妙なコンビですよ。非常にフランクに話す2人ですからね。

前田：2人の人柄がマスコミにも好感を呼んだのですかね。

塚越：そうですね、非常に率直だし、ぶれない。それは大きいですね。

前田：足利事件は、マスコミとのかかわりはどうですか。

佐藤：日本テレビの清水潔さんという記者が私のところへ取材に来て、報道してくれたことが大きかったと思います。

私は、菅家さんに髪の毛を私宛の手紙に封入してもらい、日大に持ち込んで鑑定したわけですが、宇都宮地方裁判所がDNA再鑑定をしないで、再審請求を棄却したとき、本当に菅家さんの髪の毛かどうか分からな

いから証拠価値がないとその理由を説明したのです。しかし、菅家さんは刑務所にいるわけです。そこで、新聞の社説でも、何でDNA再鑑定をやらないんだというふうに批判されました。

前田：そうでしたね。

佐藤：こんな中学生でも分かるような理屈ではねちゃったものですから、マスコミに火がついたんですね。その結果、2008年2月の地裁の再審請求棄却決定からわずか10カ月後のその年の12月に高裁でDNA再鑑定命令が下されたのです。こんなに短期間で事態が変わるとは思いませんでした。

なぜ変わったかという、翌2009年5月から裁判員制度が始まることになっていました。つまり、2008年というのは、マスコミが裁判員裁判の開始を前に裁判のあり方についていろいろ論じているときでしたが、そのようなときに、とんでもない棄却決定が出たのです。その結果、東京高裁が動き、DNA再鑑定を命じたと思っています。科学警察研究所という日本のトップの鑑定機関がやったDNA鑑定でしたから、宇都宮地裁の裁判官にはその見直しを命じる決定はできなかった。東京高裁で初めて再鑑定を命じることができたわけですが、動かしたのはマスコミだと思いますね。

前田：記者会見では、記者に対するレクをおやりになりましたか。

佐藤：それは大いにやりました。

村木事件では、弁護人の冒頭陳述が転機だったといわれていますが、マスコミの反応はどうでしたか。

弘中：冒頭陳述は確かに検察にはショックだったんでしょうけれども、やっぱり流れを変えたのは、公判前整理手続中に村木さんが保釈になったことです。村木さんは女性ですから、保釈されたところを写真に撮られるのは嫌だからというので、マスコミに対して、翌日きちんと記者会見をするから、今日は出たところを写真に撮ったり、つけ回したりしないでくれと話をつけました。それで、翌日身支度をして、テレビカメラの前に座って、「私は無実です」ときちんと話をしたわけですよ。

それがテレビでバツと報道されました。そうすると、厚労省の職員も、今まで検察に言われてそういうことが

あったのかなと思ったのが、村木さんは人柄もいい人ですから、テレビできちんとやっていませんと話をする、やっぱりみんな目からうろこが落ちたというか、検察にコントロールされたマインドから抜け出せたんですね。マスコミの影響という意味では、あれが大きかったですね。

前田：最初は有罪の報道をされていたのにね。

弘中：逮捕された前後は、もう完全な有罪報道でした。ですから、今そのリーク訴訟をやっています。リーク訴訟というのは、検察が取り調べた直後にどんどんマスコミに情報を流して書かせるのはけしからんというので、国賠訴訟をやっています。

村木事件は大阪地裁でしたから、こちらは行くときはどうせ1日仕事で行っていますので、法廷が終わるたびにきちんと記者レクをしていました。

佐藤：郵政不正事件は、大阪で朝日新聞が先に報じたでしょう。

弘中：もともとはそうなんです。だから、朝日新聞はマッチポンプみたいなもので、最初にあれで火をつけて、最後はあのプロッピー改ざんで火を消したんです。

佐藤：マスコミの功罪ですね。

弘中：功罪です。

前田：でも、マスコミは、村木さんには後半は完全に好意的でしたよ。

塚越：やっぱり流れが変わってからはそうした傾向は大きかったですね。

佐藤：判決が下される前に無罪が確実と言われる事件も珍しいと思います。

前田：確かに珍しいですね。我々も判決前から無罪だと聞いていました（笑）。

弘中：5月の証拠決定で、検察官が証拠請求をした供述調書43通のうち34通が却下されましたからね。

前田：あれは大きいですね。

弘中：最初は争点整理で争点にしていたけれども、全然証拠がなくなった争点が何カ所もありましたから、これは有罪判決を書けっこないですよ。

前田：このような大きな事件だと、やはりマスコミの果たす役割は大きいですね。

塚越：やっぱりマスコミにはできるだけ情報を提供するべ

きですね。記者レクはとても大事です。マスコミの方にも濃淡があって、非常に詳しい人とまだ関与するようになって日が浅い人がいます。ですから、特定のマスコミが詳しい報道をしたりしますと、それに影響を受けてか、次々に他社からの問い合わせや取材が集中して入ることがあります。また資料をもらいたいとの要請もかなりあります。結構時間がとられ、つらい面もあるのですが、そうしたことにできるだけまめに対応をしていくことで、多くのマスコミに取り上げてもらい、問題があるという見方が広がっていくように思います。私は再審公判のときはマスコミの方から電話があると、意識して熱弁調で説明するようにしましたね。

IV まとめ

1 布川事件の弁護活動

前田：そろそろまとめに入りたいのですが、塚越さんは、布川事件に弁護人として関わられて、どういう点を苦勞されましたか。

塚越：私が布川事件に関与したのは1981年頃のことですが、当時はまだペーパーでしたから、ただ弁護団に席を置いていたというに過ぎませんでした。弁護団は第1次再審でぶちのめされて意気消沈していたのですが、1996年に、桜井さん、杉山さんが仮釈放で出たあたりから意識が変わり始め、弁護団に火がつき始めました。元気がない頃は、弁護団会議でも4～5人しか集まらないということもあったんですが、何とかしなくちゃいけない、できるだけ多くの論点に対し新証拠を作ろう、総合力で再審を勝ち取ろうという意識がだんだん大きくなって、第2次再審請求に至りました。

布川事件の特徴なんでしょうけれども、供述証拠によりかかった有罪判決が相手なので、証拠が弱い一方で実は崩すのが難しい事件なんですね。論点がいっぱいあって、多くの証拠がおかしいのですが、一発逆転式の強烈な証拠が見つからない。ですから、いかに新証拠を出してその突破口を開くかということを模索してきました。

それが報われるかどうかというのは本当に分からなかったし、先が見えない中での活動というのは非常に疲れるんですね。こんな遠い証拠のことをやったってだめなんじゃないかと思ったりしながら、ずっと弁護団員が悩みながら関与してきたのが現実ですよ。多くの弁護団員は、そういう気持ちを持ちながら、それでも何とか一歩でも進もうというふうな形でやってきましたね。

最終的に何点か突破口になりそうな証拠を備えて、あとは証拠開示を要求し証拠が出てくればまた広がるだろうということで、第2次再審請求をやることになりました。無論先は見えませんでした。でも検察官が証拠をチョロッチョロッと開示しましたので、それをバネにして一段、もう一段、と進んできました。そうしたことが重なると、弁護団にも勢いがついてくるんですね。当時の事務局長の山本裕夫さん（東弁）がリーダーシップをかなり発揮して、どんどん勢いがつき、多くの弁護人が力を発揮しましたねえ。それがうまく集約したというのがよかったと思います。ですから、苦勞と言え、論点が多すぎるために新証拠のターゲットを探すこと、確定すること、それを結び付けることに苦勞したということはあるけれども、今となってはやったことが成果につながったという気がします。弁護団全員の力の結集ですね。

前田：第1次再審請求が棄却されて第2次再審請求まで結構時間がありましたね。

塚越：ありましたね。1992年から2001年ですから、しばらくかかりましたね。

前田：その間は準備をしていたわけですか。

塚越：第1次再審請求は、中身に入る前に門前払いを食らったようなものでしたから、どうしたらいいかという議論しましたけれども、議論がなかなか前進しなかったんですね。それで時間を食ってしまいました。

前田：これはいけるという感触を持たれたときはありますか。

塚越：それはやっぱり第2次再審請求の申立て直前でしょうね。2001年の申立てですが、その前年ぐらいから、これは申立てをして、それなりのことができるんじゃないか、とにかく前に進まなければいかんという心境ですね。

前田：証拠的には、どんなものがありましたか。

塚越：結果として一番大きかったのは殺害に関する証拠ですね。先ほどの扼殺か絞殺かという問題と、口の中にパンツを入れたのが首を絞める前か後かという問題についての医師の意見書ですね。あと指紋鑑定だとか、目撃証拠関係で最も重要な証人の証言を弾劾する証拠だとか、獄中日記も大きかったように思いますね。獄中日記には、自白の任意性、信用性を打開できるような内容がかなりありましたのでね。そういったものがそろったので、とにかく第2次再審をやろうということになりましたね。

佐藤：布川事件の難しいところは、やっぱり2人が自白しているところですね。

塚越：そうですね。

佐藤：それから複数の目撃者がいる点。決定的なものはないんだけど、柔構造で成り立っていますね。

塚越：その意味では実に難事件なんですよ。

佐藤：難事件ですね。それを本当に合わせ技で、何人かの知恵の総力戦でやったわけですね。最高裁が有罪は間違いないみたいな上告棄却判決をしていて、あれに挑んだわけでしょう。だから、これは大変なことだと思いますよ。

布川事件は、非常に難事件ですが、これを検察庁がちゃんと検証しないとイケないと思うんです。足利事件と村木事件はどちらかというシンプルですが、一番難しい布川事件に対する検察庁の検証が得られていないということが問題だと思います。

それからもう1つ、門野博さん（元裁判官）が証拠開示について論文を書いていらっしゃるって、非常に今後の方向を位置付けるものだと思います。やっぱり門野さんが東京高裁の裁判長として布川事件に関わられたという事は、かなり大きいと思います。

塚越：検察庁にも、布川事件を検証するように申入れをしているんですよ。検察庁は、まったく回答もしないし、検証もしませんが。

佐藤：国賠は検討中ですか。

塚越：これからですね。

佐藤：検察庁が検証していればまだいいけれども、検証していないからこそ国賠でもやらなければいけないという問題になるんですね。

2 足利事件の弁護活動

前田：佐藤さんは、足利事件の弁護活動を振り返って、どうですか。

佐藤：私は、足利事件の1審が係属しているときに、たまたま当時のDNA鑑定について調べて、「DNA鑑定と刑事弁護」という論文を書きました。それがきっかけで控訴審の弁護人になったわけですが、1審の弁護人に面会して、菅家さんは犯人だと聞いていたので、私は、論文に、将来本格的な否認事件でDNA鑑定が問題になるだろうと予想しました。まさか、その足利事件が本格的な否認事件になり、私が弁護人として本格的にDNA鑑定を争うことになるとはそのときはまったく思わなかったのです。しかし、私にとって、実に運命的な論文でした。

実を言うと、私は、控訴審の弁護の依頼を受けて、最初はある乗り気じゃなかったんです。既に1審の弁護人から有罪と聞いていましたから。ところが、控訴審の国選弁護人（女性）に電話で聞くと、控訴趣意書の提出期限が2週間後ぐらいなのに、まだ本人に接見していないと言います。それで、即座に「それはちょっとまずいんじゃないですか」と言って、私の方から、「私が弁護人になりますから」と言ってしまったんです。そして、裁判所に連絡すると、「まだ弁護人選任届が出ていませんね」と言われ、私よりも暇だった神山啓史弁護士（二弁）に頼んで弁護人選任届を取ってきてもらい、提出したのですよ。

弁護人として初めて接見に行く前に「衝動買い」したことを悔やみましたが、菅家さんから30分ぐらい話を聞いて、「あ、この人、やってないな」と思ったんですよ。

前田：分かったのですか。

佐藤：はい。それで、すごい事件にぶつかっちゃったな、何とかしなきゃいけないというふうに思いました。

以後、菅家さんは無実なんだから、DNA鑑定が間違っている、菅家さんは間違ったDNA鑑定で有罪にされたが、正しいDNA鑑定で無実が証明される、と言い続けました。

足利事件には実にたくさんの方が関わっていますが、

ほとんどすべての人が有罪の方向に振れてしまいました。私にとって印象深い出来事は、菅家さんの釈放後、ある女性記者から手紙を渡され、その手紙には、ずっと以前に、私の事務所で、菅家さんがなぜ無罪なのかということ詳しく聞いたことがある、しかし、自分は、そのことを1行も記事にしなかった、チャンスを与えられながら、まったく動かなかった自分を恥じるとありました。そういう記者もいるんですね。

しかし、菅家さんが法廷で本格的な否認に転じたときに、マスコミはそこに真実があるとはまったく思いませんでした。検察官も、裁判官も、そうでした。私は、たまたまそうじゃなかっただけで、もしかしたら同じ過ちを犯していたかもしれないわけです。

そこで、これからの若い弁護士には、正しい判断をすべきときに正しい判断が下せるように備えてほしいと伝えたいと思います。困難な事件にぶつかったときに、先輩の苦い失敗をも教訓にして、正しい刑事弁護をどうやってやりぬくかです。

前田：控訴審が終わったときには、無罪を確信したのではないですか。

佐藤：控訴審の弁護を終え、判決を迎えるまでの間に、ある会合で高木俊夫裁判長と話す機会があり、「あの弁論を出版したらどうだ」と言われたことがあります。私は、それで無罪判決を信じたのですが、完全に裏切られました。

前田：そういうことがあったのですか。

佐藤：当時の報道で、有罪判決が下され、見る見るうちに佐藤弁護士の顔が赤くなったと書かれましたが、それはものすごいショックを受けました。控訴審は、1993年から1996年まで3年間やって、1審よりも多い公判を重ねたのですが、ドンと崖下に落とされたようなものでした。

前田：弁護方針としては、控訴審では、DNA再鑑定を求めないで、むしろ自白がいかにおかしいかを攻撃した、上告審では、DNA再鑑定に切り替えたということでしょうか。

佐藤：控訴審で、科警研がDNA鑑定の型判定が間違っていたことを認めた論文を見つけて、証拠提出しました。

しかし、そのときはまだ再鑑定を思いつかず、自白の信用性に重点を置いた弁護方針で臨んでいたのです。法医学的問題について、弁論再開申立てをしたら、証拠調べをしてくれ、それ以上は不必要として結審しましたから、裁判所は合理的疑いが生じていると判断してくれたと思ひ込んだのです。

そうしたら、有罪でした。そこで、判決直後に、東京高裁に、将来のDNA再鑑定に備えて、半袖下着の保管替えをしてほしいと求めました。しかし、無駄でした。それで、最高裁の段階に至って、菅家さんの毛髪を用いて、独自にDNA鑑定を試みたところ、菅家さんのDNA型は犯人のDNA型と違う可能性が示されました。それで、1997年に、最高裁にDNA再鑑定を請求したのです。そのときに最高裁が再鑑定を認めてくれたら、こんなに長く掛かることはなかったはずですよ。

3 村木事件の弁護活動

前田：村木さんの事件は1審で無罪となりましたが、弁護人としてどのような点を苦労しましたか。

弘中：僕は、公判前整理手続を本格的にやった事件は、これが初めてだったんですけれども、本人の身柄を大阪に取られていまして、非常にたくさん関係者がいました。

それから、この事件は、先述の4人共犯で起訴されていて、裁判所の担当部が同じでした。それで、U係長は別ですけど、凛の会関係者の1人はさっさと認めた形で有罪判決を受けてしまいました。裁判所は、その記録を見てしまっているわけですよ。

前田：記録を見えていますね。

弘中：ですから、裁判所は事件を分かっているし、検察も分かっているけど、弁護人の方は、公判前整理手続が始まる前は、記録は分からないし、関係者は多いし、本人は大阪に行っているし、捜査段階は弁護士が3人で、接見はうちの若い弁護士と私でやっていましたので、何から手を付ければいいのか分かりにくかったですね。しかも、こういう事件は全部供述調書の積み重ねですから、誰に会ってどう崩していけばいいのか重要な

ですが、最初はなかなかその見当がつかなかったですね。

そのうち大阪の弁護士がどうしても必要だということで、信岡さんや河津さんに入ってもらって、だいぶ陣容が厚くなりました。大阪の場合、大阪の中での刑事弁護人のコネクションが非常に素晴らしいですから、いろいろな情報も知られるようになっていきます。

最初は、U係長が1週間足らずで全部しゃべっているというので、彼をどう崩せばいいのかというので、彼の周囲の話の聞いたり、いろいろと迷走しました。

それから、本当はI議員にももっと早く会って本格的に調べればゴルフ場のアリバイの話も早く分かったんですけど、今言ったように誰からどうやっていいか分からないから、一応I議員にも最低限の面会はしましたが、あんまり突っ込んだ話ができませんでした。公判が始まってから、かなり本格的に話ができるようになって、手帳からゴルフに行ったことなどが分かったんですけどね。

比較的短期といいますか、公判前整理手続を重ねてそっちの手当に追われているときに、どうやってチームを組んで、どこから手を付けて、どういう人にどう会って話をつけていくと、検察の描いているストーリーと逆に事実が出せるのかということを見つけていくのが大変でした。それがある程度できるようになってから、流れが変わってよかったんですけども、最初の手探りのうちというのはやっぱり結構大変でしたね。

公判前整理手続があるので、公判が始まってしまうと新たな証拠を出せませんからね。僕は前から思うのですが、検察はあれだけの権限を使って、全部人を呼び付けて全部抱えて、証拠も持っているわけです。それに対して、こっちは、少しずつ証拠を開示してもらって、記録を見て、やっとだんだん分かってくるわけでしょう。それでゴールは同じですからね、絶対の不利益ですよ。

前田：制度改革をすべきだということですね。

佐藤：村木事件の場合、開示された証拠を村木さんに差し入れて読んでもらったということが結構大きかったと思います。私は、今やっている国選の単なる窃盗事件でも、記録のコピーは2部取って本人に差し入れています。記録を被告人と一緒に検討することも重要ですね。

4 否認事件を争う弁護士へのメッセージ

前田：最後に、みなさん、大きな事件で無罪判決を獲得された弁護人なので、否認事件を争う弁護士へのメッセージをいただけますか。

塚越：いかに否認している人を励ますか、支えるかということがかなり重要だと思います。布川とは違う別の否認事件で、2年ぐらいつつと励まし続けて、最終的に6年ぐらいかかって無罪になったことがありましたが、途中で認めたい、早く終わりたい、こんな裁判と付き合ってもらえないと言いつつ出されて大変困った案件がありました。やっぱり否認事件は人質に取られているので体力と知力と根気の勝負ですね。いかに依頼人と一緒になって闘い続ける意思を持つかということをはたすら持続していくことです。もちろん、事件の中身の問題点についての問題点を突いていくことは当然のことで、対被疑者・被告人との関係のこと、対裁判所・検察庁との関係という異なることを並行的にやっていくことの連続ですね。しんどいことの連続ですね。

布川事件のような再審弁護団事件では、また少し違った対応が必要で、いかに弁護団として力を発揮していくかということ、全体の進め方、闘い方、作戦を考えて緻密にやっていくことが特に重要だと思います。

弁護人が努力することは当たり前ですけども、やっぱり裁判所もそれに応えられるだけの力を持たないといけません。裁判官は本当に謙抑的で慎重でないと駄目だし、冤罪を作ってはならないんです。なかなか理解を示さないというか、示そうとしない裁判官というのは現実にはいますし、証拠の表面を拭うだけで判断してしまうケースもあります。あまり自信を持ちすぎる人が関わると方向を間違えますね。やはり謙虚な気持ちを持ってもらい裁判官にも限界があるということを自覚してもらって臨んでほしいですね。それができないと、冤罪事件はなくなりませんからね。暖簾に腕押しじゃあほんとに嘆かわしいし、何といってもむなしいですからね。

前田：佐藤さんはいかがですか。

佐藤：弁護士で再審事件に関わることはあまりないと思いますが、再審事件は、それまでにあらゆることをやって

だめだった事件です。つまり、再審に関わると、少しは普通の事件も見えてくるかもしれません。しかし、再審事件は、1回だめでも、もう1回やらなきゃいけない。要するに、一生の仕事です。あきらめないことを求められる事件ですが、1回はやった方がいいと思います。

村木事件のように、あんなに鮮やかに早期に無罪になって、職場復帰するというのはそうないと思います。足利事件の菅家さんも17年半拘束されました。それでは無罪の意味がありません。でも、村木さんは、現職に復帰されて活躍しておられる。これが本来の無罪です。こういう鑑みたいないなケースもあるので、希望を捨てないで、とにかく頑張れば報いられることもある、と思いたいと思います。

前田：数々の無罪事件を担当してきた弘中さんはいかがですか。

弘中：村木さんの事件だけじゃなくて他の事件のことも考えてみますと、3つのことを若手弁護士に言いたいと思います。

1つ目は、チームワークです。やっぱり、うまく話の通じない人とか考え方の違う人と無理やり弁護団をつくっても、遠慮し合ったりしていると、うまく機能しないですね。きちっと言いたいことはすぐ言えるし、やりたいことはすぐしてもらえんということが重要です。自分1人でできることなんて知れていますからね。いろいろなセンス、得意不得意のある弁護士が集まって、チームワークをきちんと持つということが重要だと思いますね。

2つ目は、やっぱり現場だと思うんですね。村木さんの事件でも、大阪地検特捜部は現場に行っていないんですよ。厚労省の問題の書類を授受したとか面会したという現場に行っていない。行ってみると、証人の言っているようなことはあり得ないということが分かるわけですね。例えば、机越しに書類を受け取ったとされていたのですが、机の前にキャビネットがあって、そんなのはできないことは行けば分かる話ですからね。私は、それこそ昔のロス疑惑事件の殺人現場にもかなりの回数行きました。とにかく現場に行くと、そこで得たものを頭に入れて記録を読むと読み方が違ってきますので、現場主義というのが弁護士には絶対必要です。これは裁判

官にはできないわけですから、裁判官以上のことができるというのが現場主義です。

3つ目に、特に刑事事件というのは無駄をおそれないというか、時間を合理的に有効に使おうなんて思うとなかなかやらないのですが、とにかくちょっとした話でも聞いてみるとか、人に会ってみるとか、必ずしもそれが役に立つとは限りませんが、無駄になることをおそれないで、偶然来た情報については素直にすぐ耳を傾けるということが重要ですね。

塚越：布川事件も、こんなことをやっているんだけど、これが果たして役に立つんだろうかと考えることもいろいろありましたね。小さなことの積み重ねが重要で、なかなかできないことですが、労を惜しまないでやるというのは本当に大事ですね。

佐藤：私も現場主義の重要性を学生に説いています。ガイドブックを見て旅行した気分になれる人がいるといったら、どうかしていると思いませんか。しかし、裁判官は、ガイドブックつまり検証調査などを見て、実際のものに触れた気分になり、時には死刑判決も書けるという非常に変わった人なんです。しかし、弁護士までそういうふうになってしまったら大間違いで、常に現場に行っているだけ事実に触れることが重要です。記録しか見ない人は、変なところにこだわっている可能性があります。記録と事実は違う、ということ、正しく伝えるのが弁護人の役割なんだと思います。弁護士が現場を忘れて記録に埋没してどうするんだというふうには思っています。まさに現場主義というのは重要だと思いますね。特捜事件でも現場が大事なことを村木事件が教えました(笑)。

弘中：さっきの厚労省で言うと、僕らがそこに行って、距離を測ったり写真を撮ったりして実況見分調書みたいなのを作ったんですよ。検事もそれを証人尋問にしょっちゅう使っていましたもんね。やっぱりそれなしで尋問はできないですもんね。

佐藤：調書を読むときも、現場を知って読むのと、知らないで読むのと、全然違いますからね。

前田：全然違いますね。長時間どうもありがとうございました。

(構成：伊藤 敬史)